

## 宮古島市事業者経営支援助成金募集要項

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受けた宮古島市内の事業者（宿泊・飲食・マリン関連に限る）に対して助成金を交付し、その経営を支援することを目的とする。

### 2. 応募資格要件

次の条件を全て満たす法人又は個人事業主とする。

- 1) 宮古島市内に住所を有する者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
  - ア 法人の場合：宮古島市に登記している者
  - イ 個人の場合：宮古島市の住民票を有している者
- 2) 令和2年1月1日現在で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者
  - ア 旅館業法に基づく旅館業許可を受けている者
  - イ 食品衛生法に基づく営業許可を受けているもの
  - ウ マリン関連事業者のうち、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第11条第1項の規定による届出を行っている者
- 3) 令和元年12月末日までを期限とする本市の公的義務（市税、使用料等）の納付が果たされている者（法人の場合は、会社及び代表者）
- 4) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
  - イ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係にある者
  - ウ 暴力団員等がその事業活動を実質的に支配する法人
  - エ 役員のうち暴力団員等がいる法人
- 5) 宮古島市中小・零細企業助成金の交付を受けていない者

### 3. 助成金の額

1 事業者あたり 100,000 円

### 4. 提出書類等

- 1) 提出書類
  - 宮古島市事業者経営支援助成金交付申請書・請求書（様式第1号）
  - 次のいずれかの書類（写し）
    - ◆ 宿泊業：旅館業許可証

◆ 飲食サービス業：食品衛生法に基づく営業許可証

◆ マリン関連事業者：海域レジャー事業届出書（県公安委員会）

➤ 振込用通帳の最初の見開きページの写し

2) 受付期間 令和2年5月11日（月）から令和2年5月25日（月）

3) 提出場所 宮古島市観光商工部観光商工課（0980-73-2690）

〒906-0012 宮古島市平良字西里187番地 平良第2庁舎

4) 提出部数 1部

5) 提出方法 **郵送**（受付期間最終日消印有効）

※郵送に必要な封筒及び切手はご自身で準備願います。

## 6. その他

以下の内容についてもご了承ください。

1) 申請者の市税等の納税状況について、関係課へ照会を行う

2) 提出された書類について提出後の追加及び変更は認めない

3) 提出された書類は返却しない

4) 提出された書類の複製を作成する場合がある

5) 提出された書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある